

衆議院 議院 運 營 委 員 会 議 録 第二十一号

令和三年四月一日(木曜日)

正午開議

出席委員

委員長 高木 毅君

理事 御法川信英君 理事 盛山 正仁君

理事 松本 洋平君 理事 井上 貴博君

理事 福田 達夫君 理事 井野 俊郎君

理事 小川 淳也君 理事 青柳陽一郎君

理事 佐藤 英道君

高村 正大君 武部 新君

藤丸 敏君 本田 太郎君

高木 健太郎君 日吉 雄太郎君

村上 史好君 塩川 鉄也君

遠藤 敬君 浅野 哲君

議長 大島 理森君
副議長 赤松 広隆君
國務大臣 西村 康稔君
事務総長 岡田 憲治君

委員の異動

三月三十一日

補欠選任 藤田 文武君

遠藤 敬君

同日 補欠選任 藤田 文武君

藤田 文武君

同日 補欠選任 村上 史好君

武内 則男君

同日 補欠選任 高橋千鶴子君

塩川 鉄也君

同日 補欠選任 武内 則男君

村上 史好君

同日 補欠選任 塩川 鉄也君

高橋千鶴子君

本日の会議に付した案件
総務大臣武田良太君不信任決議案(安住淳君外四名提出)の取扱いに関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。まず、決議案の取扱いに関する件についてであります。昨三月三十一日、安住淳君外四名から、立憲民主党・無所属、日本共産党、国民民主党・無所属クラブの三党派共同提案による総務大臣武田良太君不信任決議案が提出されました。本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。なお、本決議案の趣旨弁明は、提出者の本多平直君が行います。

討論につきましては、自由民主党・無所属の会の鈴木淳司君から反対、立憲民主党・無所属の岡島一正君、日本共産党の本村伸子君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、鈴木淳司君、岡島一正君は各々十分以内、本村伸子君は五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、討論終了から十分後に、記名投票をもって行います。

○高木委員長 次に、議員辞職の件についてであります。去る三月二十五日、議員河井克行君から辞表が提出されました。本件は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○高木委員長 次に、国家公務員等任命につき同意を求めの件についてであります。人事官、食品安全委員会委員、預金保険機構理事、国地方係争処理委員会委員、公害等調整委員会委員、日本銀行政策委員会審議委員、労働保険審査会委員、中央社会保険医療協議会公益委員、運輸審議会委員に、お手元の印刷物にありまします諸君を任命するについて、内閣から本院の同意を求めてま

いっております。

一、国家公務員等任命につき同意を求めの件
人事官
川本 裕子君 一宮なほみ君 6・21任期満了につきその後任

食品安全委員会委員
脇 昌子君 佐藤洋君 6・30任期満了につきその後任

川西 徹君 6・30任期満了につき再任
浅野 哲君 吉田緑君 6・30任期満了につきその後任
伊藤 充君 6・30任期満了につき再任
〔通称 吉田〕
香西みどり君 6・30任期満了につき再任

高原 和紀君 堀口逸子君 6・30任期満了につきその後任
〔通称 松永和紀〕

預金保険機構理事
大塚 英充君 手塚明良君 9・7任期満了につきその後任

福田 正信君 内藤浩文君 9・7任期満了につきその後任
国地方係争処理委員会委員
菊池 洋一君 富越和厚君 4・16任期満了につきその後任

山田 俊雄君 成瀬純子君〔通称 小幡純子〕 4・16任期満了につきその後任
小高 咲君 牛尾陽子君 4・16任期満了につきその後任

勢一 智子君 齋藤誠君 4・16任期満了につきその後任
辻 琢也君 4・16任期満了につき再任
公害等調整委員会委員
若生 俊彦君 松田隆利君 6・30任期満了につきその後任

大橋 洋一君 高橋滋君 6・30任期満了につきその後任
日本銀行政策委員会審議委員
中川 順子君 西田貴子君〔通称 政井貴子〕 6・29任期満了につきその後任

労働保険審査会委員
植木 敬介君 渡邊英寿君 6・30任期満了につきその後任
中央社会保険医療協議会公益委員
秋山 美紀君 6・20任期満了につき再任
飯塚 敏晃君 荒井耕君 6・14任期満了につきその後任

当たり七千円を上限に補助する仕組みを創設いたしました。

こうした仕組みを通じて、様々な影響があると思えますので、しっかりと支援をしていきたいと思えますし、新年度の予算で五兆円の予備費も計上させていただいておりますので、そうした活用も含めて、機動的に必要な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○塩川委員 地方創生臨時交付金の拡充はしっかりと同時に、国の直接支援制度、これは、今、直ちに行うべきだと申し上げたい。

昨日の厚労省のアドバイザリーボードの会合におきまして、「変異株に関する入院時の扱いや退院基準等医療提供体制や公衆衛生体制での取組の在り方について早急に検討が必要。」と指摘をしております。どう対応するのか、お答えください。

○西村国務大臣 まさに、アドバイザリーボードで、変異株に対する脅威がかなり大きくなってきている状況、また、感染力がかなり高いという分析が示され、また、本日の議論におきましても、この変異株に対する最大の警戒感を持って取り組むようにという御指摘もいただいているところであります。

そして、アドバイザリーボードで指摘をされた、二度のPCR検査の陰性確認を定めることなどで入院期間が延びることなどの課題の指摘もあつたところでありますし、大阪や神戸からも、私自身に直接、変異株の方を個室に入れる、あるいは、今の二回のPCR検査が陰性でない退院できないなど、元気な方もおられる中で、結果的に病床の逼迫につながっているという御指摘もいただいておりますので、このことについては厚労省において退院基準等の見直しを早急に検討するものというふうに承知をしております。本日の対応方針にもこの旨を記載させていただいているところであります。

いずれにしても、変異株への対応、最大限警戒をしながら、そして他方で、エビデンスに基づいて適切な対応をして、病床の逼迫など何と

でも避けられるように対応していきたいというふうに考えております。

○塩川委員 終わります。
○高木委員長 次に、遠藤敬君。
○遠藤(敬)委員 日本維新の会の遠藤敬でございます。

西村大臣におかれましては、先週から、地元、吉村知事と、相談に乗っていただきながら、順次、この蔓延防止対策でも実施に向けた方策を御検討いただきまして、心から感謝を申し上げますと思えます。

先ほど来より、自治体の考え方、そして政府の考え方がおそろしくないか、解除した瞬間にこうなっているんじゃないかという御指摘はありますけれども、今日、一か月後にこういつた国会報告を受けるとは思いませんでした。とても残念でありますし、こんな国会報告が解除後になければいいのになど心から思っておりますが、こういう状況、まさに、ウイルスとの戦い、パンデミックとの戦いに勝ち残れるかどうか、そういうことだと思っております。

私、いろいろと考えておるんですけども、こういった、政府や自治体の方策で何とか抑え込んでいって、前回は申し上げましたけれども、病床を崩壊させない、医療を崩壊させないということが一番のポイントだと思っておりますが、これはなかなかすることはもう絶対無理だと思っております。

先日、報道番組にもありましたように、イスラエルでは、日に一人を超えていた感染者が、五五のワクチン接種でほぼ五百人未満に抑えられているという報道を耳にしましたし、一方で、フランスは三回目のロックダウンということで、世界でも様々な態様で、状況は異なると思えますけれども、日本では、実際に、大臣、もうこれはワクチン以外に手だてがないと思っております。

いろいろな、経済を締め上げていくことで大きな悲鳴を上げている事業者、国民の皆さん方も、本当に申し訳ないなという思いも、政府にも、我々議員にも当然あるんだと思えます。しか

し、この方策をどこかで打ち切るといふのは、乗り越えていって、その後にはワクチンが接種され、国民の皆さん方が自然に社会活動ができるということが本来の姿だと思っておりますけれども、実際、今何々、日本の国民、医療従事者を含めて、接種できているのか、お答えいただきたいと思えます。

○西村国務大臣 御指摘のように、専門家の皆さんも、まずは高齢者へのワクチンの接種が進めば重症化するリスクがかなり減りますので、これは海外の事例を見てもそうですし、その点をまず、円滑に接種をやって、そこまですっかりと、感染

が大きくならない、その頃まで、何度も波は来ます、来ますけれども、それを大きな波にしないよう踏ん張っていくという話を専門家の皆さんもよくされておりますし、昨日はノーベル賞の山中教授とも意見交換しましたけれども、山中先生も、やはり、ワクチン接種は鍵だ、これを円滑に進めることが大事だということも強く御指摘をされておりました。

その上で、ワクチンについては、三社と合計三億一千四百万回分の供給を受ける契約の締結に至っているというふうに承知をしております。そして、ファイザー社のワクチンについては既に接種が始まっているところでありまして、現時点でのワクチン接種数は、厚生労働省によりまして、三月三十一日時点で累計百万二千七百三十九回、二回目の人も十二万五千五百八十八人おられます。

政府として、できる限り必要なワクチン確保に努め、自治体に対して、希望する方が速やかに受けられるように、体制の整備、私の立場からもサポートしていきたいというふうに考えております。

○遠藤(敬)委員 大変申し上げにくいんですけども、西村大臣が今お答えできるかどうかは別にして、大体の目安でいいんですけども、イスラエルが五五%で、約一人を超えた感染者が五百人以下になっているということですから、国

民全体ですね、五五%の接種を年内にできるのかどうかということ、社会活動も、一定経済活動も復活できるのではないかと認識なんでしょうけれども、大臣、それは確定的なことは難しいと思っておりますけれども、今の、考え方といひますか、状況だけ教えていただきたいと思えます。

○西村国務大臣 まず、ワクチン接種について、医療従事者向けに、国立病院であるとか、先行して一人程度を接種、そして医療従事者向けの接種が約三百万人程度というふうに聞いております。そのうち、今百万回でありますから、一回目の人と二回目の人がいますので、どう計算するかですけれども、そういう状況です。

そして、高齢者向けに三千万人から四千万人の方が受けられるということ想定しながら、四月十二日から高齢者への接種を開始して、六月末までに六十五歳以上全員分にワクチンの配送を終える予定にしておりますので、できるだけ、配送を終えて円滑に接種を進めて、まずは重症化するリスクのある高齢者もしっかりと接種をしていければというふうに考えております。

○遠藤(敬)委員 終わりますが、これは、政府が悪い、また自治体が悪いとかいうレベルをもう超えていると思っております。先ほど大臣がおっしゃるように、何回も波がやってきています。これがまさに、今回がそうだと思うんですけども、我々の世代でいうと、車という半クラですね、クラッチの半クラ、半クラですとつなぎ止めていって、最後にはワクチン接種がうまく国民に行き渡り、社会経済活動が、普通に国民生活ができる。その半クラの状態をずっと続けたいかといひけないというところは、誰が悪い、彼が悪いとかじゃなく、我々国民が一緒になって山を乗り越えるということだと思っております。共に、我々微力ですけども、頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。
○高木委員長 次に、浅野哲君。
○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。

まず、大臣、蔓延防止の話に入る前に、状況についてちょっと教えてほしいことがあります。

私、最近気になっておられることは、第一波、第二波、第三波と、時間が経過するにつれてその波と波の間の間隔が短くなっているというデータがあります。第一波と第二波の間は大体五十日前後から六十日前後、第二波と第三波の間は大体三十日ぐらいになっていますね。この間隔が狭くなっているという状況です。この間隔が狭くなるのは、一日の感染者数、最初は五十人ぐらいだったんですが、五百人になり、そして千人になりました。こういう状況になっています。

この原因がどういふところにあるのか、政府の見解を教えてくださいませんか。

○西村国務大臣 まず、去年の感染拡大、三月から四月、それから数か月を経て八月に大きな流行がございました。それから数か月を経て十二月です。この間は三か月から四か月というところで間隔はほぼ同じだったんですが、十二月から収束まで、収束という一旦下がる三月まで二か月半ぐらいから三か月かかりました。それで、三月までで解除した大阪、関西地域について、今回、三月末ぐらいからまた上がってきたということでもあります。確かにこの春の今回の流行については間隔が短いものというふうに思います。

理由については、専門家もいろいろな解釈と見解を述べられていますけれども、御指摘のように、一旦下がり切ったレベルが、最初の五十人、今回は、東京でいえば三百人ぐらい、大阪でいえば二桁に下がってしまいましたが、ここはいろいろ対応できる能力も増えていますので、病床も確保したり、検査能力も上がっていますから。そういう意味で、レベルは、我々の対応能力が上がったという面もありますが、それがやはり去年のように低くなかった面もあるという御指摘もあります。

それと、関西は、今回はもう変異株、変異株がもう大阪、兵庫でかなり広がってきているということが、感染を拡大、昨日も今日も専門家の議論

は、感染力が強い、このことの御指摘をいただいていますので、これが東京にも来た場合はどうするのかという、いろいろな事態も想定しながら我々は対応しなきゃいけない。

まず、大阪、兵庫、関西との移動をどういふふうにするか、これだけ控えていただくのか、こういったことも含めて、それぞれの知事と連携して対応していきたいと考えております。

○浅野委員 そういったこれからの再拡大を防ぐために今回蔓延防止等重点措置を発動させるということなんです。大阪や宮城では、既に今、病床の逼迫状況はステージ3なんです。加速度的に悪化している状況。兵庫県に関しては既に六〇%を超えている状況にあります。既にこれは緊急事態措置を発動してもいいんじゃないかという声も出ています。むしろ、我々は、東京や神奈川、これから拡大する、蔓延するおそれのあるところを先回りして指定すべきではないかという声もあるんですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○西村国務大臣 まず、兵庫県のことを申し上げれば、兵庫県は、病床が空いている、できるだけホテルじゃなくて病床に軽症の人も入れていくという方針をやっているものから、一定程度まではぐっと上がっていきそうです。したがって、今ももう六〇%ぐらいになっていきますけれども、その上で軽症の人はホテルに移していくということとをさせていただきますので、そういった面もあるということ。

ただし、御指摘のように、かなりもう病床は神戸市自身は逼迫をしておりますし、感染状況は非常にレベルが高い、もうステージ4ですので、緊急事態宣言を出してもおかしくない、そういった状況になってきております。ですので、そこで抑えるために今回蔓延防止措置を活用するというところであります。

その上で、首都圏についても、私ども、日々連絡を取り合っており、何とか今横ばいから微増、ちよつと東京がふえてきておりますので、今日も

東京の状況を警戒感を持って対応するようにということも専門家からも御指摘をいただいております。

しっかりと連携をしながら、私どものモニタリング検査も、重点的に集中的に、感染源を見つめるために活用しながら、そして、今も二十一時までの時短もお願いしておりますので、この飲食店への呼びかけと同時に、アクリル板とか感染対策、マスクを使った会食とか、こういったものを徹底を図っていきたいというふうに考えております。

○浅野委員 最後の質問です。

これから協賛金についても事業規模に応じた対応をするというふうになりました。

ちょうど、我々国民民主党は、明日、この事業規模に応じた支援を定めた法律案を提出させていただきます。是非、政府内においてこれから具体化されるということなんです。その内容について現状を教えてくださいたいのと、もう丸のみで構いませんから、我々があした提出するものも参考にしていただきたいと思っております。質問にお答えいただきたいと思っております。

○西村国務大臣 これまでも浅野議員におかれては様々な御提案をいただいております。私どもも、規模に応じた、経営への影響に応じた支援というところで真摯に検討を重ねてきております。

現在、最終の詰めを行っておりますので、できるだけ早くお示しをできるようにと思っております。議員提出の立法については、国会でどう扱うかということには私どもも従っていきたいと思っておりますが、参考には是非させていただきますというふうに考えております。

○浅野委員 終わります。ありがとうございました。

○高木委員長 これにて発言は終わりました。

○高木委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、明日金曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。今日は、これにて散会いたします。午後五時十五分散会